

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年9月30日 午前9時30分
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 令和2年度三条市農林関係施策の要望について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 野 崎 文 夫 委員 | 2番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 3番 小 川 弘 樹 委員 | 4番 渡 邊 勝 夫 委員 |
| 5番 田 邊 敦 子 委員 | 6番 三 師 満 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 小 林 茂 宏 委員 |
| 9番 坂 井 浩 行 委員 | 10番 原 田 勝 委員 |
| 11番 渡 邊 一 英 委員 | 12番 廣 川 哲 也 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 佐 藤 秀 樹 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 藤 田 吉 則 委員 |
| 17番 熊 倉 睦 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | |

農業委員欠席委員 0名

推進委員出席委員 16名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
内山 清 委員	内山 敏雄 委員
大桃 伸之 委員	刈屋 一夫 委員
蒲澤 利嗣 委員	蒲澤 正 委員
北澤 正之 委員	栞原 一郎 委員
捧 幸伸 委員	長谷川 浄二 委員
原田 孝一 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	渡邊 正 委員

推進委員欠席委員 2名

井上 利弥 委員 松岡 博一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
臨時 職員	渡辺 真那

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては定めにより私から指名をいたします。

9番、坂井浩行委員、11番、渡邊一英委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願ひます。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

7ページをご覧ください。

今月の申請は新規設定16件、面積10万8,772.31㎡、合計では16件、面積10万8,772.31㎡であります。

それでは、戻りまして1ページの55番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間、及び10a当り賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

55番から2ページの61番までの7件は、相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

55番は帯織地内の農地1筆1,721㎡。

56番は帯織地内の農地3筆6,845㎡。

57番は北潟地内の農地5筆5,527㎡。

2ページをお願いいたします。

58番は北潟地内の農地1筆2,668㎡。

59番は北潟地内の農地1筆563㎡。

60番は北潟地内の農地3筆2,804㎡。

61番は茅原地内の農地1筆3,024㎡。

以上7件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の62番から7ページの70番までの9件、合計面積8万5,620.31㎡は、「農地中間管理事業」に伴い、公益社団法人「新潟県農林公社」が、新規に、10年間利用権を設定をするものであります。

それでは、62番から順にご説明をいたします。

62番は三柳地内の農地12筆1万0,836㎡。

63番は牛ヶ島地内の農地2筆2,022㎡。

4ページをお願いいたします。

64番は五明地内外の農地計16筆1万2,340.31㎡。

65番は西本成寺地内の農地3筆2,344㎡。

66番は東大崎地内外の農地計11筆1万7,093㎡。

67番は上保内地内の農地4筆1,835㎡。

6ページをお願いいたします。

68番は柳沢地内外の農地計16筆7,905㎡。

69番は柳沢地内の農地11筆1万3,078㎡。

70番は鬼木地内の農地5筆1万8,167㎡。

以上9件は、新潟県農林公社が、新規に10年間、利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査を頂いておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は佐藤会長代理の隣に着席願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、9月25日午前9時より厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長・佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程調整、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時43分に閉会いたしました。

ただ今意見が求められております、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定16件、合計件数16件、面積10万8,772.31㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の7件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また、新潟県農林公社が利用権設定をする9件につきましても、いずれも、農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

なお、委員の質問等など発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第1号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

10ページをご覧ください。

今月意見を求められている案件は、新規設定5件、面積8万5,620.31㎡、合計では5件、面積8万5,620.31㎡であります。

8ページにお戻りいただき、1番から順にご説明をいたします。

なお、「議第2号参考」といたしまして、本年8月16日現在の「借受希望者リスト」を送付させておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。

一番左側の番号欄の（ ）内に記載されております番号は、先ほどご審議いただきました、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間、及び10a当り賃借料、受け人の状況につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は三柳地内外の農地計14筆1万2,858㎡。

2番は五明地内外の農地計19筆1万4,684.31㎡。

3番は上野原地内外の農地計11筆1万7,093㎡。

4番は上保内地内外の農地計31筆2万2,818㎡。

5番は鬼木地内の農地5筆1万8,167㎡。

以上5件は、それぞれ記載の借り受け人に、新規に貸し付けをしたいとしますものがございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定5件、合計件数5件、面積8万5,620.31㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第2号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、「農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認める。」ことで答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

15ページをご覧ください。

今月の申請は8件で、合計面積5万7,783.01㎡であります。

11ページにお戻りをお願いいたします。

25番は、金子新田地内の農地1筆1,003㎡を、譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。

価格は10a当たり〇〇〇万円であります。

26番は、長嶺地内の農地1筆482㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。

価格は10a当たり〇〇〇万円であります。

なお、本件につきましては、譲り渡し人の方が今年15日に亡くなられたことから、相続人の方に意向を確認させていただいたところ、譲り受け人と故人との約束であり、その意思を尊重し、このまま進めてほしいとのことでありました。

申請中に譲り渡し人が死亡した場合の許可の取り扱いについては、判例等におきまして有効とされているところであり、許可に基づく所有権移転につきましては、相続登記完了後に行わなければならないこととなっております。

案件の説明を続けさせていただきます。

27番は、長嶺地内の農地1筆325㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。

価格は10a当たり約〇〇〇万円であります。

28番は、福島新田地内外の農地計2筆654㎡を、譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。

価格は10a当たり〇〇〇万円であります。

29番は、大島地内の農地37筆1万9,500.10㎡を、譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間を満了するため、再設定するものであります。

13ページをお願いいたします。

30番は、荻島地内の農地30筆1万3,970㎡を、譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間を満了するため、再設定するものであります。

14ページをお願いいたします。

31番は、笹岡地内外の農地計8筆5,991.91㎡を、譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

32番は、長野地内の農地16筆1万5,857㎡を、譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、使用貸借によるもの4件、合計件数8件、面積5万7,783.01㎡で、書類審査

及び、現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方はご発言願います。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第3号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

17ページをご覧ください。

今月の申請は5件で、合計面積1,919㎡であります。

16ページにお戻りをお願いいたします。

11番は、月岡二丁目地内の農地1筆257㎡を、次の12番、月岡二丁目地内の農地1筆72㎡と合わせ、売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台及び、通路の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、聖母こども園南西100m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の63番で農地法第5条の許可申請がなされております。

12番は、今ほど11番でご説明したとおりでございますので説明を省略させてい

たきます。

13番は、善久寺地内の農地3筆1, 145㎡を、売買により取得し、太陽光発電設備及び通路の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、〇〇〇〇北西300m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の64番で農地法第5条の許可申請がなされております。

14番は、前谷内地内の農地1筆264㎡、を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、帯織駅南側200m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の65番で農地法第5条の許可申請がなされております。

15番は、計画変更のみの申請で、月岡二丁目地内の農地1筆181㎡を、貸し駐車場5台の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、聖母こども園南西50m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数5件、面積1,919㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第4号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

18ページをご覧ください。

今月の申請は1件で、面積361㎡であります。

6番は、三竹二丁目地内の農地1筆361㎡を、駐車場15台の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、ひまわり保育園東側250m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告をお願いいたします。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積361㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。
以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ご発言のある方、ご発言願います。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第5号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』
ご説明をいたします。

21ページをご覧ください。

今月の申請は、9件で、合計面積1万1,468㎡であります。

19ページへお戻りをお願いいたします。

63番から65番までの3件は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変
更申請について』の11番及び12番、13番、14番でご説明させていただいた内容と
同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

20ページをお願いいたします。

66番は、西本成寺二丁目地内の農地1筆259㎡を、売買により取得し、住宅1棟の
用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、本成寺保育園南側600m付近で、500m以内に2つの医療施

設があり、かつ、申請地南側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

67番は、西本成寺二丁目地内の農地1筆259㎡を、売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、本成寺保育園南側600m付近で、500m以内に2つの医療施設があり、かつ、申請地南側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

68番は、東新保地内の農地1筆582㎡を、売買により取得し、宅地分譲地4区画の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、三条駅北東450m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

69番は、須戸新田地内の農地1筆665㎡を、売買により取得し、駐車場28台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、井栗公民館北側1,100m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

70番は、上須頃地内の農地2筆2,025㎡を、売買により取得し、駐車場79台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、燕三条駅南西400m付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

71番は、南中地内の農地2筆5,940㎡を賃貸借権の設定により、砂利採取のため、令和元年10月20日から令和3年7月19日まで、一時転用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、白山橋北側400m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積1万1,468㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可は相当といたしました。

なお、71番を除き新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願いたいと思います。

議長（野崎会長）

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。

議第6号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、63番から70番の案件、合計8件については許可することとし、71番の案件については、新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可することといたします。

第2調査部会長は自席にお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『令和2年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも、農政対策部会に付託し、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと、ご提案を申し上げます。

異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしと認め、議第7号につきましては、農政対策部会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

以上、議事が終わりましたが、今の件につきまして何か皆様の方で何かご意見、参考までに聞かせていただければと思っている訳でございます。

議長（野崎会長）

しばらく休憩いたします。

午前10時10分から午前10時18分まで休憩

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。

議長（野崎会長）

報告事項に移りたいと思います。

報第1号につきましては、ただ今、議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書より説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

3番小川でございます。

聞かせていただきたいのですけれども、報第3号で利用権設定の解約通知のことなのですけれども、貸す側の理由っていうのはよく分かるのですけど、受け手側の方で労働力不足で解約しましたってなった時に、それまで耕作していた農地はどうするのかということなんです。

議長（野崎会長）

事務局、お願いします。

事務局（清水事務局長）

基本的に、場所や体力的な問題など、自分の方でここが出来なくなったということで、賃貸人と借借人でお話をされて解約取得し、合意をされていることで、その後については、基本的には、できれば地元の農業委員さん、推進委員さんに相談をして欲しいということはあるのですが、だいたい場所にもよると思うのですけれども、今後解約をした方が、来月とか再来月とかに違う借借人の方と利用権設定される可能性がございますし、このまま探す、農地を処分したいということになる中、この辺については、まだ今の所の段階では、まだ把握はしておらない所でございますのでよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

3番（小川弘樹委員）

はい。

ありがとうございます。

議長（野崎会長）

他にございませんか。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、報告事項終わります。

議長（野崎会長）

来月は農政対策部会の開催が、予定されております。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

10番、原田勝委員。

10番（原田勝委員）

農政対策部会は、10月21日午後1時30分より厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。

関係委員は出席をお願いいたします。

なお、案件につきましては、ただ今総会で付託されました「令和2年度三条市農林関係施策の要望について」でございます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。

10月25日午前9時より厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。

関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

なお、来月の総会は31日を予定しております。

また、31日は午後1時から「後期の農地パトロール」を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

それでは、長時間にわたってご審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、定例総会を閉会いたします。

午前10時26分閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（9番）

議事録署名委員（11番）
